特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明 書交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17の2の規定により、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品(類似の医薬用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)の購入費用について、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(以下「セルフメディケーション税制」という。)の適用を受けるための証明に関し必要な事項を定めるものとする。(証明事項)
- 第2条 この要綱で証明する事項は、租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組(平成28年厚生労働省告示第181号)の4に規定する特定健康診査を受診した事実とする。

(証明書の申請)

- **第3条** セルフメディケーション税制の適用を受けようとする者は、広域連合長に対し、 構成市町村を経由して、前条の事実があることを証明する書類の交付を申請しなけれ ばならない。
- 2 前項の申請は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明 依頼書(様式第1号)を提出してしなければならない。
- 3 前項の申請書は、確定申告の対象となる年ごとに作成しなければならない。 (証明書の交付)
- **第4条** 広域連合長は、前項の申請があったときは、構成市町村に対して第2条に規定する事実の有無を確認するものとする。
- 2 広域連合長は、第2項の事実があると認めたときは、前条第1項の申請をした者に対し、第2条の事実があることを証する証明書を交付するものとする。
- 3 前項の証明書は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書(様式第2号)とする。

(費用負担)

- 第5条 前条第2項の規定により交付される証明書の費用については、無料とする。 (委任)
- 第6条 第3条の規定による申請の受付及び第4条の規定による証明書の交付については、当分の間、構成市町村において処理するものとする。
- 2 構成市町村は、前項の処理状況について、毎年度ごとに取りまとめ、広域連合長に対し、翌年度4月末までに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関

する証明書交付実績報告書 (様式第3号) により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

## 様式第1号(第3条関係)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する 証明依頼書

年 月 日

)

福島県後期高齢者医療広域連合長

請求者

氏名

連絡先(電話番号

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書交付要綱第3 条の規定により租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生

付を申請します。

ふりがな			
氏 名		性別	男・女
住 所	Ŧ		
被保険者番号		生年月日	明・大・昭年月日
証明を要する年分			

労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明書の交

※事務処理欄(申請者は、記入しないでください。)

健 診 名		
健診実施機関		
受診日	事務処理者	

## <被保険者の方へ>

- 租税特別措置法第41条の17の2の規定に基づき特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除(セルフメディケーション税制(医療費控除の特例))の適用を受けようとする場合であって、医療保険各法等の規定に基づく健康診査を受診したこと等の証明が必要な方は、この依頼書に必要事項をご記入の上、保険者の窓口に提出してください。
- ただし、<u>以下の領収書や結果通知表等のいずれかがあれば、保険者からの証明は必要ありません。</u>該当する領収書や結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
  - ➤ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
  - ▶ 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
  - ➤ 後期高齢者健康診査の領収書又は結果通知表 ※ただし、「後期高齢者健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の医療保 険の名称)」の記載が必要。
  - ➤ 人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 ※ただし、「勤務先(会社等)名称」「保険者(ご加入の医療保険の名称)」の記載が必要。
    - 【注:いずれの場合でも、提出書類には次の①~③の記載が必要です。①氏名、②取組を行った年(確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること)、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名。】
- 依頼書を提出して保険者から証明を受けた場合は、確定申告書に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書を添付するか、確定申告の際に窓口に提示して下さい。
- 保険者の証明には時間を要することが予想されるため、余裕を持って依頼して下さい。
- 本税制の対象品目など、詳細については、下記の厚生労働省HPを御覧下さい。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

## 様式第2号(第4条関係)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する 証明書

ふりがな				
氏 名		性別	男・女	
住所	₹			
被保険者番号		生年月日	明·大·昭 年 月 日	
実施年				
健 診 名				
健診実施機関				
受診日				

上記のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生 労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを証明します。

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

## 様式第3号(第4条関係)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する 証明書交付実績報告書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

構成市町村名	
111/4/4/114. 1.11.1.1	

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書交付第4条第 2項の規定により交付した実績は、次のとおりです。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ĦΤ
⇒1.							
計							